第4 水産業

【解 説】

ここには、「漁業センサス」、「海面漁業生産統計調査」、「内水面漁業生産統計調査」、「漁業経営調査」及び「漁業産出額」結果から、漁業経営体、漁業・養殖業の生産量及び産出額、漁業経営体の経営収支、水産加工に関する統計並びに「6次産業化総合調査」結果から、漁業・漁村における6次産業化の取組状況に関する統計を収録した。

1 調査の概要

- (1) 漁業センサス (2018年漁業センサス)
 - ア 調査の構成

海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査の3つの調査で構成されている。

イ 調査対象

海面漁業調査は、海面に沿う市区町村及び漁業法(昭和24年法律第267号)第86条第 1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業 経営体及びこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって、行政 施策上農林水産大臣が必要と認めるもの並びに沿岸地区の漁業協同組合(水産業協同組 合法(昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。)第2条に規定する漁業協同組 合。)を調査対象とした。

内水面漁業調査は、共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼(以下「湖沼」という。)で地域における漁業生産上重要なものにおいて、水産動植物の採捕の事業を営む 内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において養殖の事業を営む漁業経営体及び水協 法第18条第2項に規定する内水面組合を調査対象とした。

流通加工調査は、魚市場、水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所を調査対象とした。

ウ 調査期日

平成30年11月1日現在(流通加工調査は、平成31年1月1日現在)

工 調査方法

海面漁業調査のうち、漁業経営体に関する調査については、農林水産省ー都道府県ー市区町村ー統計調査員の系統で、調査客体による自計調査(一部、面接調査)で実施した。

海面漁業調査のうち、漁業協同組合に関する調査、内水面漁業調査のうち、内水面組合に関する調査及び流通加工調査のうち、魚市場に関する調査については、郵送により配布、回収する自計調査により実施した。

内水面漁業調査のうち内水面漁業経営体に関する調査及び、流通加工調査のうち冷凍・冷蔵、水産加工場調査については、農林水産省-地方組織-統計調査員の系統で、調査客体による自計調査(内水面漁業調査のうち、漁業経営体に関する調査は、一部、面接調査、郵送調査)で実施した。

なお、全ての調査でオンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

- オ 2018年漁業センサスの主な変更点
 - (7) 海面漁業調査の漁業経営体調査

前回調査(2013年)まで、個人経営体の漁業に従事した世帯員のみについて男女別、年齢階層、海上作業従事日数、海上作業従事日数が最も多かった漁業種類等を把握してきたが、今回調査では、団体経営体の経営主や海上作業・陸上作業において責任のある者(役員等)及び雇用者であって船長や漁ろう長等の役職に就く者についても個人経営体の漁業に従事した世帯員と同様の事項を新たに把握した。

漁業以外に行った事業について、個人経営体のみ自営業の水産加工業、民宿、遊漁船業及びその他並びに勤めの区分で把握してきたが、漁家レストラン、農業、小売業を新しく区分に追加し、団体経営体も同様の内容を新たに把握した。

(イ) 海面漁業調査の地域調査

2013年漁業センサスまで行ってきた海面漁業調査漁業管理組織調査と海面漁業調査海面漁業地域調査を統合・再編し、沿海地区漁協に対し、資源管理・漁場改善の取組や地域の活性化の取組等を把握する新たな海面漁業調査海面漁業地域調査を実施した。

(ウ) 流通加工調査の冷凍・冷蔵、水産加工場調査 水産加工品の生産量の品目について、68品目から66品目に変更した。

(2) 海面漁業生産統計調査

ア 調査対象 (海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査)

海面に沿う市区町村及び漁業法第86条第1項に基づく市町村指定(昭和31年7月17日 農林省告示第427号)の区域内にある水揚機関を対象とし、水揚機関で把握できない場合に限り海面漁業経営体を対象とした。

また、外国の法人等に用船された漁船のうち、漁獲物が内国貨物扱いされるものは調査対象とした。

イ 調査期間

1月1日~12月31日までの1年間

なお、遠洋漁業等で年を越えて操業した場合は、港に入港した日の属する年に含めて 調査を行った。

ウ 調査方法

この調査は、原則年1回(海面養殖業収獲統計調査におけるのり類及びかき類にあっては、原則年2回)とし、次に掲げる方法により行った。

(7) 水産機関

統計調査員が、次のいずれかの方法により、水揚機関を代表する者に対し調査を実施した。

- b 面接調査の方法
- c 水揚機関の事務所の電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧し調査票に転記する他計調査の方法
- (イ) 海面漁業経営体

水揚機関で把握できない海面漁業経営体については、次のいずれかの方法により調査を実施した。

- a 統計調査員が調査対象に一括調査用調査票を送付して行う自計調査の方法又は面接調査の方法
- b 往復郵送調査又はオンライン調査の方法
- (ウ) 漁獲成績報告書等を利用できる漁業種類を営む海面漁業経営体については、上記(ア)又は(イ)の調査方法に代えて、漁獲成績報告書等による取りまとめを行った

(3) 内水面漁業生産統計調査

ア 調査対象

(7) 内水面漁業漁獲統計調查

2018年漁業センサス内水面漁業経営体調査の調査結果に基づき、平成30年に漁業権の設定等が行われている年間漁獲量50トン以上の河川・湖沼及び国の施策上、調査が必要な河川・湖沼として農林水産省大臣官房統計部長が指定した河川・湖沼(113河川・21湖沼)を管轄する内水面漁業協同組合並びにこれらの河川及び湖沼で内水面漁業を営む経営体(内水面漁業協同組合に属するものを除く。)を対象とした。

なお、湖沼のうち、琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦は、本調査の対象から除いている(次の(イ)においても同じ。)。

(1) 内水面養殖業収獲統計調査

全国のます類、あゆ、こい、うなぎ及びにしきごいを養殖する全ての内水面養殖業 を営む経営体を対象とした。

イ 調査期間

1月1日~12月31日までの1年間

ウ 調査方法

調査対象が調査票の配布及び回収方法を自由に選択できることとし、調査実施前に、 委託事業者が各報告者に確認を行い、次に掲げる方法により行った。

- (ア) 委託事業者が郵送により調査票を配布し、郵送、FAX又は統計調査員が回収する方法
- (イ) オンライン調査による方法
- (ウ) 民間事業者が任命した統計調査員による面接調査の方法

(4) 海面漁業·養殖業産出額

ア 調査対象

推計の対象は、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査の対象魚種である。

イ 推計期間

1月1日~12月31日までの1年間

ウ 集計・推計方法(海面漁業・養殖業産出額)

海面漁業生産統計調査結果から得られる魚種別生産量等に魚種別産地市場価格等を乗じて推計した。

(5) 漁業経営調査(個人経営体調査)

ア 調査対象

全国の漁業経営体のうち、個人経営体で海面漁業を営む専業又は第1種兼業の経営体 を調査の対象とし、次のとおり分類した。

(ア) 漁船漁業

海面において主として動力漁船を用いて漁船漁業を営む経営体なお、使用動力漁船の合計トン数により、3トン未満、 $3\sim5$ 、 $5\sim10$ 、 $10\sim20$ 、 $20\sim30$ 、 $30\sim50$ 、 $50\sim100$ 、 $100\sim200$ 及び200トン以上の9 階層に区分した。

(イ) 小型定置網漁業

海面において主として小型定置網漁業を営む経営体

イ 調査期間

1月1日~12月31日までの1年間

ウ 調査方法

調査対象経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票に記入(自計調査)する方法により行った。

エ 東日本大震災の影響への対応

2013年漁業センサス結果に福島県の個人経営体は含まれていないため、福島県を含まない。

(6) 漁業・漁村の6次産業化調査

ア 調査対象

- (ア) 水産物加工(水産物の加工を営む海面漁業経営体及び漁業協同組合等が運営する 水産加工場)
- (イ) 水産物直売所(水産物直売所を営む海面漁業経営体及び漁業協同組合等が運営する 水産物直売所)
- (ウ) 漁家民宿(漁家民宿を営む海面漁業経営体)

(エ) 漁家レストラン (漁家レストランを営む海面漁業経営体及び漁業協同組合等が運営 する漁家レストラン)

なお、平成27年度から、漁家民宿及び漁家レストランを調査の対象とした。

- イ 調査対象期間及び調査実施時期
- (ア) 調査対象期間

4月1日~翌年3月31日の1年間とした。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な調査対象期間を含む1年間とした。

(イ) 調査実施時期

9月上旬~10月上旬

ただし、漁業センサス実施翌年度は、10月上旬~11月上旬

ウ 調査方法

農林水産省が契約した民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送若しくはオンラインにより回収する自計調査の方法又は必要に応じて調査員調査やFAX等の方法により実施した。

エ 統計利用上の留意事項

各統計表の事業体数及び経営体数は、1の位を四捨五入している。

(例: 4 経営体→ 0 経営体)

2 調査上の主な約束事項(用語等の解説)

漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の 個人経営体は除く。

漁船

過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船 (遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)は除く。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している(重複計上を回避するため。)。

経営組織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

個人経営体

個人で漁業を営んだものをいう。

団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいう。

会社

会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。

なお、特例有限会社は株式会社に含む。

漁業協同組合

水協法に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

漁業生産組合

水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。

共同経営

二つ以上の漁業経営体(個人又は法人)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本 又は現物を出資しているものをいう。

その他

都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。

兼業の種類 水産物の加工

水産物を主たる原料とする加工製造業をいい、自家生産物以外の水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自家生産物の場合でも、同一構内(屋敷内)に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者(家族も含む。)を使用し、加工製造するものをいう。なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含めない。

漁家民宿

旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。

漁家レストラン

食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。

遊漁船業

遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁船等を使用して、遊漁者を 漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕 させること(船釣り、瀬渡し等)をいう。

なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含めない。

農業

販売することを目的に農業を行っている場合をいう。

小売業

自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。

なお、インターネットや行商など店舗を持たない場合も含める。

その他

上記以外のものをいう。

経営体階層

漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」及び「過去 1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。

- (1) 初めに、過去1年間に主として営んだ漁業種類(販売金額1位 の漁業種類)が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面 養殖に該当したものを当該階層に区分。
- (2) (1)に該当しない経営体について、過去1年間に使用した漁船の 種類及び動力漁船の合計トン数(動力漁船の合計トン数には、遊 漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まな い。)により区分(使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン 数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1 トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に

区分。)。

漁業の海上作業

- (1) 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労(漁場での水産動植物の採捕に係る作業)、船上加工等の海上における全ての作業をいう(運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。)。
- (2) 定置網漁業では、網の張り立て(網を設置することをいう。)、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見(定置網に魚が入るのを見張ること。)をいう。
- (3) 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上に おける全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。
- (4) 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻(海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。)等をする作業をいう(潜水も含む。)。
- (5) 養殖業では、次の作業をいう。

ア 海上養殖施設での養殖

- ① 漁船を使用しての養殖施設までの往復
- ② いかだや網等の養殖施設の張立て及び取り外し
- ③ 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業

イ 陸上養殖施設での養殖

- ① 採苗、飼育に関わる養殖施設(飼育池、養成池及び水槽等)での全ての作業
- ② 養殖施設 (飼育池、養成池及び水槽等) の掃除
- ③ 池及び水槽の見回り
- ④ 給餌作業(ただし、餌料配合作業(餌作り)は陸上作業と する。)
- ⑤ 収獲物の取り上げ作業

漁業就業者

満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

個人経営体の自 家漁業のみ 漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事し、共同経営 の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう(漁業以外の 仕事に従事したか否かは問わない。)。

漁業従事役員

団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者である。

なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。

漁業雇われ

漁業就業者のうち、上記以外の者をいう(漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。)。

責任のある者

個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯 員並びに団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委 任された者をいう。

なお、団体経営体において、役員会に出席するだけの者や役職に就

いていても役員等でない場合は責任のある者には含めない。

経営主

漁業の経営に責任のある者又は経営の意思決定を行う者をいう。

漁ろう長

団体経営体の漁ろう活動の指揮命令を一手に担っている者で、漁場 選択・移動、漁網の投入タイミング等を判断し、船長以下、船員に指 示を出す者をいう。

船長

団体経営体の漁船の運航責任者として、漁船の指揮権を有している 者で、漁船の大きさに従って船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26 年法律第149号)に定める資格を有している者をいう。

機関長

団体経営体の漁船のエンジンやボイラーなどの機関部の責任者をいう。

養殖場長

団体経営体の海上又は陸上の養殖施設において、養殖場の運営における責任者をいう。

その他

団体経営体の通信長、甲板長及び司ちゅう長(コック長)など各部 門における責任者をいう(役職にはついていない役員も含む。)。

陸上作業におい て責任のある者 管理運営業務等の陸上作業における責任者をいう。

個人経営体の 専兼業分類 専業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業からのみであった場合をいう。

第1種兼業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

第2種兼業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

内水面漁業経営体

共同漁業権の存在する湖沼における水産動植物の採捕の事業、又は 内水面における養殖の事業を、過去1年間に利潤又は生活の資を得る ために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所の ことをいう。

なお、内水面における養殖とは、内水面において計画的かつ継続的 に給餌又は施肥を行い、養殖用又は放流用の種苗若しくは成魚を養成 することをいう。

漁獲量

漁労作業により得られた水産動植物の採捕時の原形重量をいい、乗 組員の船内食用、自家用(食用又は贈答用)、自家加工用、販売活餌 等を含む。

ただし、次のものは除外した。

① 操業中に丸のまま海中に投棄したもの

- ② 沈没により滅失したもの
- ③ 自家用の漁業用餌料(たい釣のためのえび類、敷網等のための あみ類等)として採捕したもの
- ④ 自家用の養殖用種苗として採捕したもの
- ⑤ 自家用肥料に供するために採捕したもの(主として海藻類、ひとで類等)

なお、船内で加工された塩蔵品、冷凍品、缶詰等はその漁獲物を採 捕時の原形重量に換算した。

漁業経営 漁労収入

調査期間1年間の自家漁業及び自家養殖業による漁獲物、収獲物の 販売収入(直売所での販売又は自家販売による収入を含む。)、現物 処理(自家消費、物々交換等を行った漁獲物及び収獲物)の評価額で ある。

なお、現物処理の評価は、調査地における市場卸売価格による。

また、養殖生産物収入には、調査対象経営体が営んだすべての養殖 業の生産物収入を含めた。

漁労外事業収入

調査期間1年間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿及び農業等の事業によって得られた収入のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料のような漁業経営にとって付随的な収入も含めた。

漁労支出

調査期間1年間の自家漁業及び自家養殖業による漁獲、養殖生産物の育成、収獲、販売等に要した費用及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費の合計とした。

漁労外事業支出

調査期間1年間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿及び農業等の事業に要した費用のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料等に係る経費も含めた。

漁労所得率

漁労所得率= 漁労所得÷ 漁労収入× 100

漁業固定資本装 備率 漁業固定資本装備率= 漁業投下固定資本÷ 最盛期の漁業従事者数

水産加工品

- (1) 水産動植物を主原料(原料割合で50%以上)に、販売を目的として陸上において生産された食用加工品、生鮮冷凍水産物及び飼肥料等をいう。
- (2) 生産量は、水産加工場において、販売を目的として生産した最終製品を該当項目に計上した。このため、例えば同一加工場において、かつおからかつお節を製造し、更に、けずり節を製造した場合は、けずり節の生産量のみを計上している。

ただし、生鮮品を凍結した後に加工した場合には、生鮮冷凍水 産物及び該当加工品として、それぞれ計上した。

6 次産業化 事業体

漁業生産関連事業を営んでいる漁業経営体及び漁業協同組合等が運営する漁業生産関連事業の事業所をいう。

なお、漁業経営体が複数の事業を営んでいる場合は、その営んでい

る事業ごとにそれぞれ1事業体としてカウントした。

年間販売(売 上)金額 漁業生産関連事業における年間販売(売上)金額は、1年間(4月1日~翌年3月31日)の事業による販売(売上)金額をいう。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な上記期間 を含む1年間とした。

従事者

漁業生産関連事業に従事した者をいい、雇用者のほか、世帯員、経 営者、役員等を含む。

雇用者

漁業生産関連事業の経営のために雇った常雇い及び臨時雇いをい う。

漁業協同組合等

水協法に基づく漁業協同組合(沿海地区に所在するものに限る。) 及び漁業協同組合連合会、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が50 %以上出資する子会社、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の下部 組織、漁業者グループをいう。

なお、漁業協同組合については、漁業経営体に該当する場合であっても漁業協同組合等に区分した。

漁業生産関連事業

「水産加工」、「消費者に直接販売」、「漁家民宿」等の漁業生産に関連した事業をいう。

6次産業化総合調査においては、漁業経営体又は漁業協同組合等に よる以下の4事業をいう。

水産物加工

漁業経営体又は漁業協同組合等が販売を目的として、自ら又は構成 員(組合員)が漁業生産によって得られた生産物を用いて、加工製造 するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に 専従の常時従業者を使用し水産加工品を製造することをいう。

水産物直売所

食品衛生法に基づく魚介類販売業の許可を得て、生鮮魚介類、水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設(冷蔵設備を有し、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木造等十分な耐久性を有する構造であって、給水、汚物処理設備等を有する施設)を有し、その販売活動に専従の常時従事者を使用して、漁業経営体又は漁業協同組合等が自ら又は構成員(組合員)の漁業生産によって得られた生産物又はその水産加工品を販売している事業所をいう。

漁家民宿

漁業経営体が旅館業法に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第 三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割 合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して料金を得る事業をいう。

漁家レストラ

漁業経営体又は漁業協同組合等が食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら又は構成員(組合員)の生産した水産動植物をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して料金を得る事業をいう。